滞納処分までの流れ

納税通知書の発送

督促・催告

納期限を過ぎると、督促状を発送します。それでも納付し ていただけない人へは、必要に応じて文書や電話などで納税 の催告を行います。

財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などへ 財産調査を行います。なお、本人の承諾は必要ありません。

滞納処分(財産差押)

催告に応じず、納付や納税相談の連絡がない場合は財産の 滞納処分(差押)を執行します。

※地方税法第331条ほかに「滞納者の財産を差押えなけれ ばならない」とあります。



換価処分

預貯金や給与などの債権や不動産公売など、差押財産をお 金に換えて滞納税に充当します。

> 悩まず早めに相談を 納付が困難な場合は、 ひとりで

をお聞かせください。 放置せずに、まずは納付できない理由 という場合は、 きない、一度に納付することが難しい やむを得ない事情で納期限内に納付で ついて相談をお受けします。そのまま 病気や失業、事業の経営不振など、 納付方法や納付計画に

います。 のみられない納税者に対しては財産調 ビスに支障をきたすことになります。 差押えなどの滞納処分を厳正に行って 金・給与・売掛金・生命保険など)の 査や捜索を行い、財産(不動産・預貯 このため、町では納税に対して誠意 また、 町の財政を圧迫し、 住民サー

を行ううえで非常に大切な財源です。 祉や教育、道路整備など、様々な事業 めに、重要な役割を持っています。福

税は安心して健康な暮らしをするた

左押えを実施しています!

〜税負担の公平性を保つために〜

町税を滞納することは、期限内に納

の公平性を欠くことになります。 税している大多数の町民のみなさんと

納期内納付にご協力ください

します。 その経費も町税で負担することになり 促状や催告書の発送、財産調査や差押 原則です。納期限を過ぎた場合は、 ます。納期内の納付にご協力をお願い えの手続きなどに多額の経費が掛かり、 町税の納付は、納期内の自主納付が

分です 滞納処分は法律に基づく強制処

分の対象となります。 を優先し、納税しない人などが滞納処 ことなく、町税等の滞納者の財産を調 遊興費や借金、住宅ローンの返済など できる「自力執行権」を持っています。 査・差押して滞納税に充当することが 納付する能力があるにもかかわらず、 国や地方公共団体は、裁判所を通す

○お問い合わせ 町民税務課

専門機関です。

の強制換価を行う租税債権回収業務の

財産差押や差押不動産の公売など

で、市町村から滞納事案を受

団体となる特別地方公共団体(一部事 全市町村が構成団体となり、県が支援

務組合)

(84) 1 9 6 6 税務G (直通

茨城租税債権管理機構」へ徴収

業務を移管することがあります

茨城租税債権管理機構とは、

県内の

財産の種類

その他

合 計

預貯金 20 2,406,366 10 1,779,990 給 料 年 172,000 金 4 3 不動産 () 453,634 所得税還付金 18

平成29年度滞納処分執行状況

件数

換価金額(円)

15,550

4,827,540

62 ※換価金額は換価手続き中のものも含む

7

